

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	健康増進に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝霞市は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康増進に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県朝霞市長

公表日

令和8年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に係る事務
②事務の概要	健康増進法に基づく健康教育、健康相談、各種健(検)診等の健康増進事業を推進するために実施する事務であり、事業の対象への該当性の確認、事業の申込情報の管理、案内通知等の発送、結果の管理、統計報告資料の作成、データの分析等である。
③システムの名称	健康情報システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
成人保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表111の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表(以下「省令第2条の表」という。) (省令第2条の表における情報照会の根拠) 139の項 (省令第2条の表における情報提供の根拠) 139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部 健康づくり課 健康推進係
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	朝霞市 市長公室 市政情報課 市政情報係 朝霞市本町1丁目1番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	朝霞市 健康部 健康づくり課 健康推進係 朝霞市本町1丁目7番3号
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>この事務において、人手を介在させる作業は、以下の4つになります。</p> <p>①市民が各種健(検)診を申し込むことにより、統合宛名システムを介して宛名番号を検索する作業。 ②健康情報システムに申込情報を登録する作業。 ③健(検)診機関に受診者情報を提供する作業(集団健(検)診に限定)。 ④健(検)診機関から健(検)診結果を受け取り、健康情報システムに健(検)診結果データを登録する作業。</p> <p>これらの作業は、複数人が確認作業しており、人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有することで、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられます。</p> <p>また、④の作業が完了すると、宛名番号と特定個人情報が中間サーバー・ソフトウェア内で自動的に紐づけされ、健(検)診データがアップされる仕組みとなっています。</p> <p>なお、この事務については、市民から特定個人情報を取得することはありません。</p>	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康情報システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施しており、複数人が確認作業を行います。 また、中間サーバー・ソフトウェア内で紐づけされる特定個人情報を当課の職員が閲覧等できる権限はなく、この健康増進に関する事務については、市民から各種健(検)診の申込により特定個人情報を取得することはありません。 これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられます。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年4月1日	I-5-②所属長	健康づくり課長 目崎 康浩	健康づくり課長 佐甲 文子	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年8月2日	公表日	平成27年3月26日	平成29年8月2日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月1日	公表日	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	公表日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	I-5-①部署	健康づくり部 健康づくり課 健康推進係	こども・健康部 健康づくり課 健康推進係	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	I-5-②所属長	健康づくり課長 佐甲 文子	健康づくり課長 金子 一彦	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	I-8連絡先	健康づくり部 健康づくり課 埼玉県朝霞市本町1丁目7番3号 電話048-465-8611	こども・健康部 健康づくり課 埼玉県朝霞市本町1丁目7番3号 電話048-465-8611	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	公表日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり課長 金子 一彦	健康づくり課長	事後	評価書の項目変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和2年4月1日	公表日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱ-1対象人数(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱ-1対象人数(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年4月1日	公表日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅱ-1対象人数(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年4月1日	Ⅱ-1対象人数(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年2月1日	公表日	令和3年4月1日	令和4年2月1日	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムへの接続開始)に基
令和4年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	健康増進法の規定に則り、健康増進事業に関する情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ・健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握	健康増進法に基づく健康教育、健康相談、各種健(検)診等の健康増進事業を推進するために実施する事務であり、事業の対象への該当性の確認、事業の申込情報の管理、案内通知等の発送、結果の管理、統計報告資料の作成、データの分析等である。	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムへの接続開始)に基づく追記
令和4年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	健康情報システム、統合宛名システム	健康情報システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムへの接続開始)に基づく追記
令和4年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1 第76項 並びに健康増進法第17条等	・番号法第9条第1項 別表第1の76の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムへの接続開始)に基づく追記
令和4年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムへの接続開始)に基づく追記
令和4年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(記載なし)	・番号法第19条第8号 別表第2の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムへの接続開始)に基づく追記
令和4年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年2月1日時点	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムへの接続開始)に基
令和4年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年2月1日時点	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムへの接続開始)に基
令和4年4月1日	公表日	令和4年2月1日	令和4年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	公表日	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	公表日	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	公表日	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(記載なし)	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	(記載なし)	判断の根拠を記載	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(記載なし)	2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(記載なし)	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	(記載なし)	判断の根拠を記載	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	公表日	令和7年4月1日	令和8年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の76の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	・番号法第9条第1項 別表111の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第8号 別表第2の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表(以下「省令第2条の表」という。) (省令第2条の表における情報照会の根拠) 139の項 (省令第2条の表における情報提供の根拠) 139の項	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における①担当部署	こども・健康部 健康づくり課 健康推進係	健康部 健康づくり課 健康推進係	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人ファイルの取扱いに関する問合せ	朝霞市 こども・健康部 健康づくり課 健康推進係 朝霞市本町1丁目7番3号	朝霞市 健康部 健康づくり課 健康推進係 朝霞市本町1丁目7番3号	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。